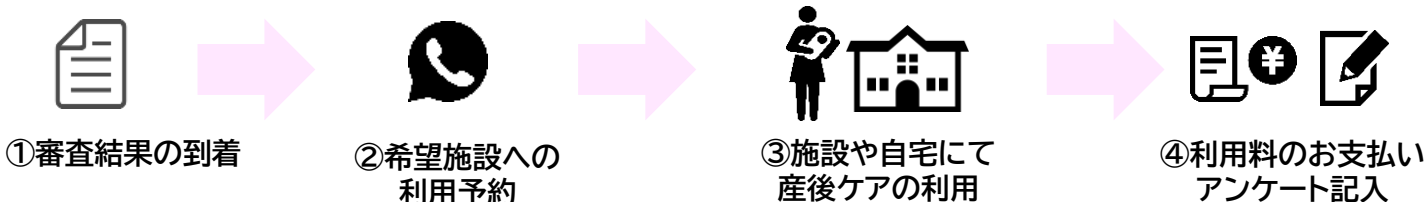


大阪市産後ケア事業の利用登録申請をされた方へ

産後ケアは、母親の心身のケアや育児サポートを行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的にしています。事業趣旨やサービスの内容をご理解のうえご利用ください。

利用の流れ



①審査結果の到着

利用申請いただいた後、区保健福祉センターより審査結果として「利用登録承認通知書」、または「利用登録不承認通知書」を郵送等で送付します。

②施設への利用予約

「利用登録承認通知書」が届いたら、利用施設一覧をご確認のうえ、直接、利用希望施設に予約の連絡をしてください。

※施設の状況により、希望日に利用できない場合があります。



利用施設一覧

- 施設からは、児の月齢、利用希望の日時・サービスのほか、承認されている決定利用番号、利用期間、利用可能日数等の確認があります。
- 遅くともご利用日の前々日までにお申込みください。
- 必要な持ち物や利用にあたってのご質問については、利用施設に確認してください。

③産後ケアの利用

利用当日に、必ず「利用登録承認通知書」を持参してください。サービス内容は裏面をご確認ください。

④利用料のお支払い・アンケート記入

利用料は、直接、施設にお支払いください。施設までの交通費は自己負担となります。

利用時間を短縮されたり、食事回数を減らしても利用料は変わりません。

利用終了時に、アンケートの記入をしてください。また、「利用登録承認通知書」裏面の施設・事業者記載欄に利用履歴を施設に記入してもらってください。

1日あたり利用料	ショートステイ（宿泊）	デイケア（通所）	アウトリーチ（訪問）
課税世帯	2,125円	1,500円	500円
非課税・生活保護世帯	1,250円	1,000円	0円

ショートステイ（課税世帯）1泊2日利用の場合、 $2,125円 \times 2日 = 4,250円$ が利用料になります。

利用の変更、キャンセルする場合、ご利用日の前々日の午後5時までに施設に連絡してください。連絡がない場合は、予約した施設へ直接出向き、キャンセル料（上記の利用料と同額）をお支払いしてください。

利用にあたっての注意事項

- **利用期間を過ぎての利用や利用可能日数を超過して利用した場合は、実費相当分（施設によって金額は異なります）のご負担が発生しますのでご注意ください。**実費相当分は、施設にお尋ねください。
- 1人あたりの利用可能日数は、ショートステイ7日、デイケア7日、アウトリーチ3回です。

- ・ ショートステイの日数カウントは、1泊2日の利用で2日分、2泊3日の利用で3日分、1泊2日を2回利用で4日分となります。
- ・ 6日分のショートステイを既に利用している場合は、さらに1泊2日のショートステイを利用すると計8日となり、利用可能日数を超えるため、ショートステイを利用できません。

- 産後ケアは、大阪市が定めた範囲のサービス内容を施設が提供するものです。**本事業の趣旨や提供範囲を超えるご要望には、ご対応できない場合があります。**また、**別途料金が発生する場合**もありますので事前に施設にご確認ください。

ショートステイ (宿泊)	1泊2日(5食)	(主な提供サービス) ・ からだサポート…お母さんの体調管理、乳房ケア、おっぱい相談など ・ ところサポート…育児相談、お母さんのこころの休養など ・ 育児サポート…沐浴方法、授乳方法の指導、発育発達に関する助言など ※基本的には、 託児や保育のサービスは含まれません。
デイケア (通所)	1日(2食)	
アウトリーチ (訪問)	1回2時間程度	

その他

● 再交付のお手続き

「利用登録承認通知書」を汚損・紛失された場合は、再発行できます。「再交付申請書」を区保健福祉センターへ提出してください。汚損の場合は、汚損した「利用登録承認通知書」を持参してください。

● 利用期間の延長のお手続き

利用期間を終了し、新たに利用登録申請する場合は、既に交付している「利用登録承認通知書」を持参してください。**利用を希望する日の2週間前まで**にご申請ください。

大阪市 区保健福祉センター
TEL 06 - - 9882 (事務担当：)
06 - - 9968 (保健師：)